

# 仙台市市民協働事業提案制度

## 令和7年度 協働事業提案を募集します

募集期間	令和6年5月20日(月)～7月26日(金)
事前相談期間	令和6年6月5日(水)～7月23日(火)
提出締切	令和6年7月26日(金)17時(必着)
事業期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

地域の課題について、団体の提案をもとに、仙台市との協働で解決に向けて取り組む制度です。団体（市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等、その他団体）の専門性やネットワークを生かし、市とともに取り組むことで、地域のニーズに応えることが見込める事業の提案を募集します。なお、採択された事業にかかる経費は、1事業あたり300万円を上限として仙台市が負担します。

なお、本制度は、令和6年度に見直しを行いました。申請までの流れや提出の時期など、改めてご確認くださいませよう、お願いいたします。

### <募集内容>（詳細は2～7ページをご覧ください）

(1) 自由提案型：テーマや分野は問いません

(2) テーマ設定型：

- ①「台原森林公園での活動を通じた地域コミュニティ活動の活性化」
- ②「緑化フェアレガシーを活用した花やみどりによるまちづくりの機運醸成」
- ③「ひきこもり当事者を対象とした就労支援」

制度概要や様式等の

ダウンロードはこちら



### <事前相談会>（詳細は10ページをご覧ください）

事業提案に関する相談をお受けいたします。事業の概要がまとまり次第、ご参加ください。

※ 応募に際しては、「事前相談会」への参加が必要です。

## ご相談・お問合せ



仙台市市民局 市民協働推進課 <平日 9:00～17:00>

仙台市青葉区二日町1-23 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL：022-214-1089 E-mail：[sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)

## 目 次

<u>1 応募資格</u> . . . . .	1
<u>2 募集する事業について</u> . . . . .	2
<u>(1) 募集する事業の要件</u> . . . . .	2
<u>(2) 事業提案に際しての留意点</u> . . . . .	2
<u>(3) 事業の種類</u> . . . . .	3
<u>(4) 事業費</u> . . . . .	4
<u>(5) テーマ設定型のテーマ詳細</u> . . . . .	5
<u>3 事業提案から事業実施までの流れ</u> . . . . .	8
<u>4 事業提案の応募方法</u> . . . . .	10
<u>(1) 事前相談会への参加</u> . . . . .	10
<u>(2) 市民活動サポートセンターによる個別相談</u> . . . . .	10
<u>(3) 事業提案書等の提出</u> . . . . .	11
<u>5 事業提案の採択方法</u> . . . . .	12
<u>(1) 採択方法</u> . . . . .	12
<u>(2) 事業採択基準</u> . . . . .	12
<u>(3) 採択予定事業数</u> . . . . .	12
<u>(4) その他</u> . . . . .	13
<u>6 Q&amp;A</u> . . . . .	14

# 1 応募資格

---

市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 市内に事務所及び活動場所を有すること
- ② 5名以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
- ④ 予算・決算を適正に行っていること
- ⑤ 1年以上継続して活動していること
- ⑥ 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的を開催していること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第28条第1項に規定する事業報告書等が提出されていること（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 仙台市において市税の滞納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑪ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

※複数の団体が連携して組織した団体である場合、それぞれの構成団体においても⑧から⑫の要件を満たす必要があります。

## 2 募集する事業について

---

### (1) 募集する事業の要件

当制度で募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
- ② 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
- ④ 先進性、先駆性、独自性がある取り組みであるもの
- ⑤ 事業計画及び予算の見積りが適正であるもの

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

### (2) 事業提案に際しての留意点

- ・ 課題や事業目的を明確に設定し、その課題が解決される事業となるように提案してください。
- ・ 特に、課題の把握については、どのような地域課題を解決しようとしているのか、これまでの活動（成果）等で把握しているニーズや市政情報等から得られる情報に基づいて、具体的に記入してください。
- ・ 協働を想定する市の担当課に対して期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。

市の施策の方向性や概要は「仙台市基本計画」「仙台市実施計画」を参照してください。

<https://www.city.sendai.jp/machizukuri-kakuka/shise/zaise/kekaku/sogo/index.html>

### (3) 事業の種類

#### ① 自由提案型

テーマや分野は問いませんので、自由な発想に基づいてご提案ください。

#### ② テーマ設定型

市で設定する各テーマに合致する事業を募集します。各テーマの詳細は5～7ページをご覧ください。

#### ③ 事業期間について

事業期間は、自由提案型・テーマ設定型の事業に問わず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

ただし、翌年度一年間（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて申請をしていただき、審査を経たうえで、事業の採択の可否を決定します。

## (4) 事業費

### ① 経費負担

#### ○ 市の負担金額

全体事業費の10分の9以内（1事業あたり300万円を限度）

#### ○ 労力換算額の算入

提案団体の負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労力を提案団体の労力換算額として算入することができます。

#### 例) 全体事業費200万円の場合

提案団体の負担額は20万円以上必要。自己資金が10万円のみの場合、無償の労力をその実態に応じ10万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです（1人1時間あたり500円として換算します）。

### ② 対象となる経費

対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費（積算の根拠（これまでの実績や独自の単価表など）を添付してください）
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込2万円未満の物品等に限りです）
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など
（その他）	上記の他、市長が適当と認める経費

### ③ 対象とならない経費

- ・ 提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費
- ・ 備品（税込2万円以上の物品）の購入費
- ・ 団体内部の打ち合わせでの飲食費
- ・ 被服費
- ・ その他提案事業に直接関わらない経費

## (5) テーマ設定型のテーマ詳細

### ①「台原森林公園での活動を通じた地域コミュニティ活動の活性化」

#### (1) 課題や背景

旭ヶ丘駅・台原駅周辺地区では、市民、事業者、行政などの多様な主体がともに目指す沿線まちづくりの目標を、「身近に自然を感じながら、暮らしやすく、学び・楽しめる魅力を持ったまち」と掲げています。

地区を代表する資源である台原森林公園は地域の憩いの場として日常的に利用されている一方で、施設の老朽化などもあり、イメージアップが必要となっています。

また、成熟した住宅地が広がる駅周辺の“まち”に目を向けると、地域活動の担い手不足への対応や商店街の活性化など、地域コミュニティの再生が課題となっており、台原森林公園を生かしたまちづくりが期待されています。

目指す将来のまちの姿の実現に向けて、緑豊かな台原森林公園を最大限に生かした地域コミュニティ活動の活性化につながるまちづくりを、市民の皆さまと協働で進めることが求められています。

#### (2) 求める提案内容

台原森林公園の魅力の再発見や園内施設の認知度向上につながる、住民や商店街などを巻き込んだ住民参加型の活動の提案を募集します。

この協働で得られた成果をもとに、公園及び園内施設のあり方の検討や、地域活動のプレーヤー発掘に生かしていきたいと考えておりますので、皆さまからの提案をお待ちしております。

#### (3) 設定テーマに関するお問い合わせ

都市整備局市街地整備部地下鉄沿線まちづくり課 <TEL：214-8291>

※事業提案に際しては、「6 Q&A」(14ページ以降)及び下記も参考にしてください。

#### 「地下鉄沿線まちづくりの推進プラン」

地下鉄沿線の各地区において、沿線まちづくりが目指す将来のまちの姿とその実現に向けた取り組み施策を記載しています。

<https://www.city.sendai.jp/chikatetu-chose/ensen-plan.html>

#### 「南北線沿線まちづくりプラン【第2章 黒松・旭ヶ丘・台原駅周辺地区】」

[https://www.city.sendai.jp/chikatetu-chose/documents/nanbokusen-plan\\_honpen3\\_kuromatsu.pdf](https://www.city.sendai.jp/chikatetu-chose/documents/nanbokusen-plan_honpen3_kuromatsu.pdf)

## ②「緑化フェアレガシーを活用した花やみどりによるまちづくりの機運醸成」

### (1) 課題や背景

本市では、令和5年4月26日～6月18日の54日間にわたり第40回全国都市緑化仙台フェア（以下、「フェア」）を開催し、様々な市民協働プログラムや企業協賛等を展開したほか、多くの市民が植物管理等のボランティアに参加するなど、市民や事業者、子ども達とともに実施したフェアとなりました。

このフェアにより高まった市民協働の機運を今後の緑化活動の一層の推進につなげるため、次世代の担い手を育成するとともに、緑化活動に携わる市民や事業者が相互に連携する形をつくり、花とみどりをツールにした“The Greenest City” SENDAIの実現に向け、「(仮称)花と緑の協働ネットワーク」※を令和6年度夏頃より開始することを予定しています。

### (2) 求める提案内容

本ネットワークを活用して花とみどりによるまちづくりのムーブメントを起こすことを目的に、①花とみどりある豊かな暮らしをPRする手法、②他分野（福祉、子育て、観光等）との連携による緑化活動に新たな付加価値を生み出すような取組み、③本ネットワークのHPやSNSを効果的に活用する取組み、のいずれかに関する提案を募集します。なお、1項目だけでなく複数項目に関する提案も可能です。

この協働により得られた成果（情報、人材、ムーブメント等）をもとに、花とみどりをまちづくりのツールとして定着させ、継続的なネットワークの運用につなげていきたいと考えております。

市民の皆さまの視点や柔軟な発想を生かしたご提案をお待ちしております。

※(仮称)花と緑の協働ネットワーク：詳細は「6 Q&A」のQ21（17ページ）をご参照ください。

### (3) 設定テーマに関するお問い合わせ

建設局百年の杜推進部百年の杜推進課 <TEL：214-8389>

※事業提案に際しては、「6 Q&A」（14ページ以降）及び下記も参考にしてください。

「第40回全国都市緑化仙台フェア 未来の杜せんだい2023 公式記録」

<https://www.city.sendai.jp/hyakunen-chose/ryokkafair/ryokkafair.html>

### ③ 「ひきこもり当事者を対象とした就労支援」

#### (1) 課題や背景

ひきこもりは、青年期に特有の課題として認識されていましたが、今では幅広い年代に分布するものであることが、様々な調査や研究で明らかとなっています。

令和5年度に実施した本市の調査（市民の生活状況に関する調査—ひきこもり支援の充実に向けて—）では、ひきこもり当事者が抱えているニーズとして、健康管理に関することと並んで、仕事に関することを挙げるひきこもり当事者が非常に多いことが明らかとなっています。

一口にひきこもりといっても、職業レディネス（準備状態）の状況や対人交流への不安や意欲、実際の就労体験の有無などは様々です。これらの要因に対応できる効果的な就労支援の手法や体制については、これまで必ずしも確立されておらず、対策が急がれる課題の一つとなっています。

#### (2) 求める提案内容

幅広い年代、様々な背景を抱えるひきこもり当事者に対して提供できる、様々な形態（個別対応や小グループ、短時間やピンポイントなど）での、①職業体験（インターンシップ）、②自尊感情や自己肯定感の向上、③労働の対価（働くことで得られる社会的な肯定的評価（金銭、感謝、承認））などに配慮した就労支援プログラム・支援体制の提案を募集します。

この協働で得られた成果をもとに、外部の有識者の意見をふまえながらひきこもり当事者への就労支援策の構築に取り組んでいきますので、皆さまからの提案をお待ちしております。

#### (3) 設定テーマに関するお問い合わせ

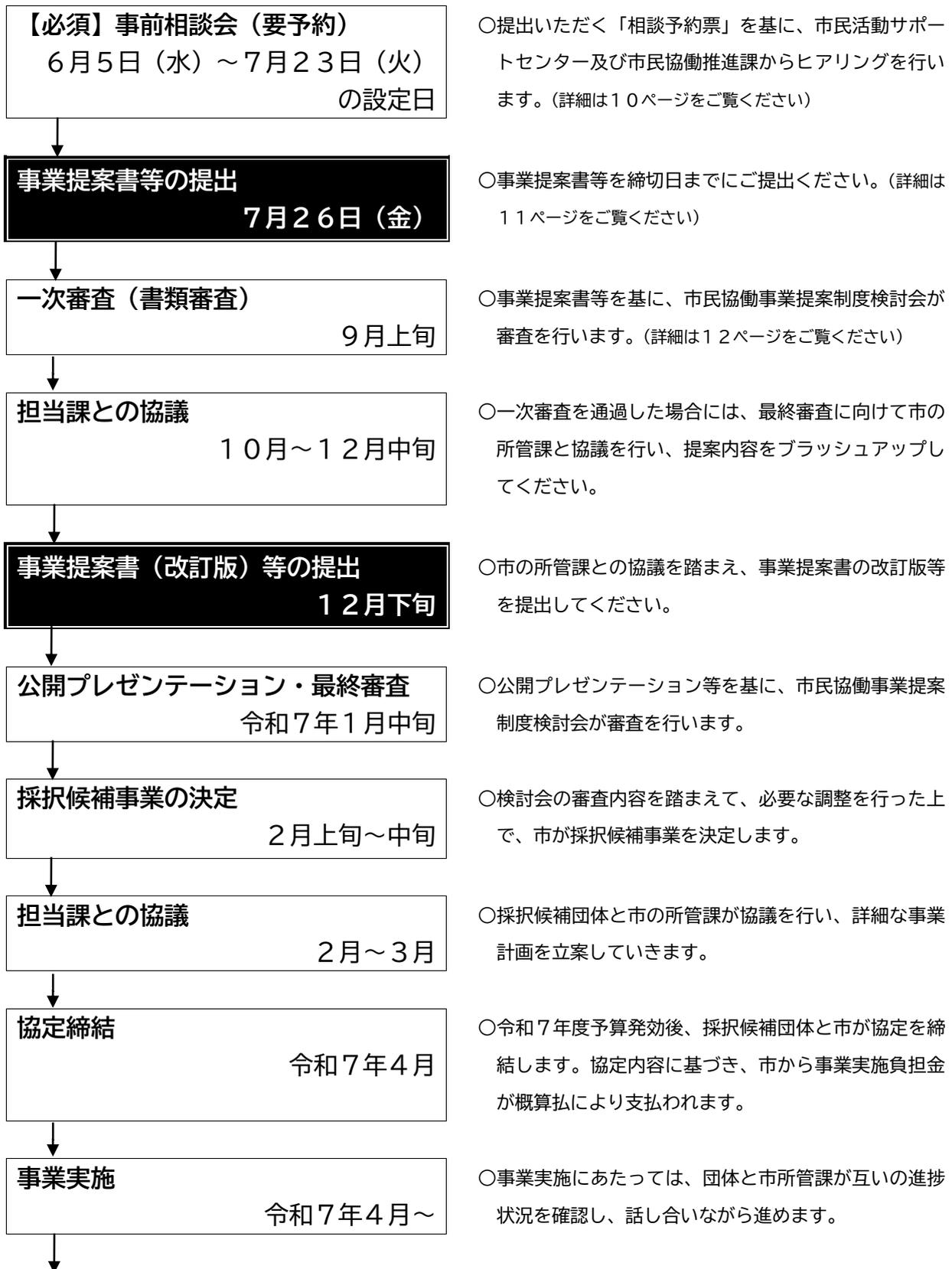
健康福祉局障害福祉部障害者支援課 <TEL：214-8165>

※事業提案に際しては、「6 Q&A」（14ページ以降）及び下記も参考にしてください。

「ひきこもり支援の充実に向けて」

<https://www.city.sendai.jp/chikisekatsushien/voice.html>

### 3 事業提案から事業実施までの流れ



**中間報告**

令和7年8月頃



**事業実施報告書の提出(事業費の精算)**

(令和8年3月末日または事業終了後  
7日以内のいずれかの早い日まで)



**事業報告・評価**

令和8年8月頃

○事業実施状況等について、中間期に団体から一般公開による報告を行います。

○事業実施報告書や領収書の写し等を提出いただきます。報告をもとに市が交付対象となる経費を確認し、負担金額を確定します。確定した負担金額が概算払の額を下回る場合は、差額について市へ返金していただきます。

○事業実施報告書等をもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・市ともに振り返り、評価を行います。

## 4 事業提案の応募方法

### (1) 事前相談会への参加

事業提案には、必ず事前相談会への参加が必要です。

市民活動サポートセンターと市民協働推進課が、事業提案に関する相談を受け付けます。原則、以下日程のうち希望日の4日前（土日祝日を除く）までに、「相談予約票」に必要事項を記入の上、メール等で市民協働推進課までお申し込みください。

<事前相談会の日時> 下記表の○からお選びください。※最大1時間程度

	6/5	6/7	6/11	6/17	6/19	6/20	6/24	6/25	7/3	7/4
	水	金	火	月	水	木	月	火	水	木
午前（10時～12時）	○	○	○	○	○	○	○		○	
午後（14時～16時）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
夜間（18時～20時）								○		○
	7/5	7/6	7/8	7/9	7/17	7/18	7/19	7/22	7/23	
	金	土	月	火	水	木	金	月	火	
午前（10時～12時）	○	○	○	○	○		○	○		
午後（14時～16時）	○		○	○		○	○	○	○	
夜間（18時～20時）						○				

✓相談予約票は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r7teianbosyu.html>

✓事前相談会のお申込み先

仙台市市民局市民協働推進課 Eメール：[sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)



### (2) 市民活動サポートセンターによる個別相談

市民活動サポートセンターでは、希望する団体に対して、事前相談の時だけでなく、その前後にも相談が可能です。提案書の書き方で迷っている等々、幅広く個別相談に応じることが可能ですので、お気軽にお問い合わせください。詳細はホームページをご確認ください。

市民活動サポートセンター：

仙台市青葉区一番町四丁目 1-3 TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

開館時間：9:00～22:00（月～土） 9:00～18:00（日・祝）

休館日：毎月第2・第4水曜日・年末年始

ホームページはこちら →



### (3) 事業提案書等の提出

事前相談会への参加後に、以下の提出書類を市民協働推進課までご提出ください。

#### <提出書類>

- ①事業提案書（第1-1号様式）※一次審査用様式
- ②団体概要書（第2号様式）
- ③事業収支予算書（第3号様式）
- ④提案する団体に関する次の書類
  - ・定款、会則その他これらに類するものの写し
  - ・役員名簿及び会員名簿
  - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
  - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
  - ・団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
  - ・市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は  
市税の滞納がないことの証明書<sup>※1</sup>（当該申告の義務を有する団体のみ）
  - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書<sup>※2</sup>（当該申告の義務を有する団体のみ）
  - ・誓約書（第5号様式）

※1 市税の滞納がないことの証明書：

各区役所税務会計課、宮城総合支所税務住民課、秋保総合支所総務課の窓口で発行可能です。  
一部につき、300円の証明手数料が必要です。

※2 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書：所管の税務署までお問い合わせください。

✓様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r7teianbosyu.html>

<提出締切> 令和6年7月26日（金）17時（必着）

<提出方法> メール・郵送・持参のいずれか

※メール・郵送の場合は、受領確認メールをお送りいたします。締切日までに受領確認メールが届かない場合、または締切日にメール送信・郵送（当日消印有効）の場合は、必ず電話連絡をしてください。

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）受け付けます。

<提出先>

Eメール：市民局市民協働推進課あて [sim004100@city.sendai.jp](mailto:sim004100@city.sendai.jp)

郵送・持参：〒980-0802 仙台市青葉区二日町1-23 二日町第四仮庁舎2階  
（アーバンネット勾当台ビル）

## 5 事業提案の採択方法

---

### (1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、市が採択事業を決定します。審査は、一次審査（書類審査・担当課ヒアリング）と最終審査（公開プレゼンテーションを受けての審査）の2段階です。

#### <市民協働事業提案制度検討会>

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員等で構成されています。提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

### (2) 事業採択基準

#### <一次審査>

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の可能性	・市と提案団体のそれぞれの役割が明確かつ妥当なものであり、協働による相乗効果が期待できるものであるか。
③ 独自性	・既存の取り組みや市の施策との差別化がなされており、提案団体の特性が生かされたものであるか。

#### <最終審査>

① 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
② 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
③ 効果測定やニーズの分析	・事業効果の測定や、ニーズを評価・分析する方法等が考えられているか。
④ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

### (3) 採択予定事業数

自由提案型 : 予算の範囲内とします

テーマ設定型 : 予算の範囲内で、1つのテーマにつき1事業とします

#### (4) その他

採択した事業については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、実施方法・事業費の使途等について、条件を付す場合があります。

また、市の負担額について一部減額して採択する場合があります。この場合は、提案団体と協働を担当する課に対して、事業実施の意思を確認します。

## 6 Q&A

---

### 募集事業について

Q1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A1 事業の実現性などの点から1団体1提案とします。

Q2 要件を満たしていれば、地域課題の把握を目的とする「調査」も募集対象となるのか。

A2 要件を満たした上で、事業効果を高めるために必要な地域課題の検証・調査を行うものであれば対象となります。(検証・調査のみの提案は不可)

### 対象となる団体について

Q3 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A3 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q4 個人での提案はできないのか。

A4 市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行うには一定規模の組織体制が必要と考えますので、個人は対象外となります。

Q5 複数の団体が連携して組織した団体(連携団体)として事業提案を行うことは可能か。また、その団体が1年以上継続して活動をしていない場合や、新たな団体としての法人格を未取得の場合も応募できるのか。

A5 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。連携団体を構成する個々の団体が1年以上継続して活動しているのであれば、連携団体としての活動期間が1年未満であっても応募することができます。また、連携団体が法人格を未取得であっても、応募は可能です。

## 事前相談会について

Q6 市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に関係する担当課）の職員への相談は、事業提案書の提出前に行くのか。その際は団体が申し込みを行うのか。

A6 事前相談は、事業提案書の提出前に行います。提案内容をより具体的で実現性の高いものとするために、事前相談を必須としております。団体から市民局市民協働推進課に事前に申し込みをしてください。（詳細は10ページをご覧ください）

## 事業費等について

Q7 「無償の労力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A7 自己資金が少ない(事業費総額の10分の1に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q8 「無償の労力の労力換算額」を1時間あたり500円とするのはなぜか。

A8 本制度では、事業費の10分の1以上の団体負担額が必要ですが、自己資金のほかに、事業に提供される「無償の労力」を、1人1時間あたり500円と換算して団体負担額に算入することができます。無償で提供された労力がいくらに相当するかは事業や活動の内容に応じて異なること、労働とはならない労力提供に対して謝礼を支払う慣行もあること、他都市における同様の制度などを考慮し、上記の換算額とみなしています。

また、事業の人件費についてですが、1人1時間あたり500円としなければならないという趣旨ではなく、雇用契約を締結して賃金を支払い、または、ボランティアスタッフに謝金等を実際に支払うのであれば、その額を事業費（支出）の中に計上していただくこととなります。

なお、この労力換算は、ボランティアスタッフ等から無償で提供される労働ではない活動を対象にしており、最低賃金の考え方とは関係がありません。

Q9 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A9 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、市の他の助成制度等で資金の提供を受けている事業はこの制度の対象とはなりません。

Q10 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるのか。

A10 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

Q11 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するというのか。

A11 原則として、一度事業費をお支払いし、事業終了後に精算します。未使用分および事業経費として認められない分は、市へ返金していただきます。

Q12 事業は4月からのスタートを想定しているが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A12 支出経費は事業期間内（事業対象年度）に、実施・支払いが行われるものにより計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q13 収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A13 自己資金として事業費に充てていただいてもかまいません。ただし、支出合計額を収入合計額が上回り、収益となった場合は、団体と市の負担金額の割合に応じて精算に向けて協議していくこととなります。また、本事業に対する寄付があった場合も同様です。詳細につきましてはご相談ください。

#### その他

Q14 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A14 事業実施にあたって、締結する協定において、成果物の帰属について規定し、必要に応じて細部について協議していくこととなります。

Q15 募集要項の随所に「地域」との記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。

A15 「地域」の範囲は行う事業によって異なります。【仙台市】全域を対象とする事業であれば「地域」は【仙台市】となりますし、各区や各町内会を対象とする事業であれば「地域」は各区や各町内会となります。

#### テーマ設定型①「台原森林公園での活動を通じた地域コミュニティ活動の活性化」について

Q16 どのような事業であれば応募対象となるか。

A16 一過性のイベントではなく、台原森林公園のイメージアップに資する、地域の方々と連携した継続的な取り組みにつながる事業が対象となります。

Q17 提案事業の実施にあたり、市の許可等は必要になるのか。

A17 基本的に申請・許可等は必要になります。

Q18 台原森林公園内に工作物の設置を行うことも可能か。

A18 担当課と協議の上、公園の管理運営に支障がないと判断される場合には可能とします。

Q19 本テーマにおける「地域」の範囲はどの程度と考えているか。

A19 駅から半径約1km圏内の町内会や商店街、企業、まちづくり団体等を範囲として想定しています。

Q20 公園内のどの場所が対象となるのか。

A20 駅前広場、野外音楽堂、アスレチック広場や健康広場などを想定していますが、その他の場所や施設を対象としていただいても構いません。

**テーマ設定型②「緑化フェアレガシーを活用した花やみどりによるまちづくりの機運醸成」について**

Q21 「(仮)花と緑の協働ネットワーク事業」の詳細を教えてください。

A21 第40回全国都市緑化仙台フェアのレガシー事業として展開するものであり、現在、令和6年度夏頃の開始に向けて検討を進めております。応募をご検討される場合、可能な範囲で事業概要をお伝えすることはできますので、ご希望の場合は百年の杜推進課までお申し出ください。

Q22 どのような事業であれば応募対象となるか。

A22 市民目線で、市民が花とみどりをより身近に感じ活動に参加したくなるきっかけづくりやキャンペーン等の仕掛け、既存の市民・企業等の花みどりに関する取組みを広く収集・発信する手法、他分野（福祉、子育て、観光等）にアウトリーチしていく方法など具体的な手法や企画の提案を希望します。

Q23 実施対象エリアはあるか。

A23 実施対象エリアは制限しないものの、主たる対象エリアは第40回全国都市緑化仙台フェアでメイン会場やまちなか会場のあった都心部を想定しています。

Q24 イベントの実施や工作物の設置を行うことも可能か。

A24 実施場所の管理者と協議の上、支障がないと判断される場合には可能とします。

**テーマ設定型③「ひきこもり当事者を対象とした就労支援」について**

Q25 就労支援プログラムの内容に必須のものはあるか。

A25 7ページに示す①～③について配慮されている内容としてください。なお、プログラム参加者の利用中止等のドロップアウトが発生した場合の、フォローアップの仕組みを設けた提案内容としてください。

## 過去の採択事業について

Q26 過去の採択事業を教えてください。

A26 過去2年の採択事業は以下のとおりです。

### <令和6年度実施>

1	事業名	次世代の防災意識を高める－多様な視点で避難所の設計図をつくる－
	提案団体	特定非営利活動法人イコールネット仙台
	担当課	まちづくり政策局防災環境都市推進室
2	事業名	若者・子育て世代を支援する地下鉄駅前にぎわい創出事業
	提案団体	八木山地区まちづくり研究会
	担当課	都市整備局地下鉄沿線まちづくり課
3	事業名	市民参加型新喜劇「ふるさと劇団」立ち上げ、運営
	提案団体	吉本興業株式会社
	担当課	文化観光局観光課、文化観光局文化振興課、経済局商業・人材支援課
4	事業名	七北田公園から発信する杜の都のシビックプライド ～あらゆる主体を巻き込んだ、更なる七北田公園利活用の促進～（令和5年度より継続）
	提案団体	7DAYS, Peace.（七北田公園活性化協議会）
	担当課	建設局公園管理課
5	事業名	困難を抱えた若年女性の居場所確保・自立支援事業（令和5年度より継続）
	提案団体	NPO法人ほっぴすてっぴ
	担当課	市民局男女共同参画課、こども若者局こども家庭保健課

### <令和5年度実施>

1	事業名	「新たな毎日に、公園を」～七北田公園常設飲食店運営とデータ分析～
	提案団体	7DAYS, Peace.（七北田公園活性化協議会）
	担当課	建設局公園管理課
2	事業名	インクルーシブカルチャースクール
	提案団体	一般社団法人MOTTO
	担当課	教育局生涯学習支援センター
3	事業名	データに基づいた高等学校等就学支援プログラムの開発と実践-生活保護受給世帯を中心に-
	提案団体	特定非営利活動法人アスイク
	担当課	泉区保護課
4	事業名	障害者のためのお金の勉強会
	提案団体	特定非営利活動法人障がい者の暮らしとお金の相談室
	担当課	健康福祉局障害企画課、市民局消費生活センター、教育局生涯学習支援センター
5	事業名	困難を抱えた若年女性の居場所確保・自立支援事業
	提案団体	NPO法人ほっぴすてっぴ
	担当課	市民局男女共同参画課、こども若者局こども家庭保健課

詳細やその他事業については、仙台市ホームページで確認できます。

<http://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/sedo/index.html>

